

岐阜労働局発表
平成24年8月6日(月)

担 当	岐阜労働局労働基準部賃金室	
	賃金室長	松原 川史
	賃金指導官	加賀 勝仁
	電話	058-245-8104
	FAX	058-248-2339

岐阜県の最低賃金は713円に

—岐阜地方最低賃金審議会が6円の引上げを答申—

岐阜地方最低賃金審議会（会長：川島和男弁護士）は、岐阜労働局長（矢部憲一）から平成24年7月5日付けで諮問があった岐阜県最低賃金の改正について、本日、同局長に対し、現行の時間額707円から6円引き上げ、時間額713円（引上率0.85%）と決定するよう答申した。

岐阜県最低賃金は岐阜県内の事業所及び使用される労働者（パートタイム労働者、アルバイトを含む）に適用されるもので、同最低賃金が適用される事業所数は約7万2千5百事業所、労働者数は約73万5千人である。

最低賃金の対象となる賃金は通常の所定内賃金に限られ、

- ①臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間に対して支払われる賃金
- ②時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金
- ③精皆勤手当、通勤手当、家族手当

は、算入しないこととなっている。

岐阜県最低賃金が答申どおりに引上げとなった場合、岐阜県内で賃金額を引き上げる必要がある労働者は全体の3%（約9千人）程度とみられる。

岐阜労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続を経て、改正決定を行う予定である。